

第16回 政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

総数:	79	【A】対応	26	32.9%
		【B】今後検討	28	35.4%
		【C】対応困難	5	6.3%
		【D】事実関係の照会等	20	25.3%

【A】対応

類型		項目数	主な対応内容
A1	実績評価書を修正 令和6年度事前分析表で対応済 令和7年度事前分析表で対応予定	13	新たな指標の設定、達成目標の設定等
A2	その他	13	制度的対応、運用改善等

【B】今後検討	28
【C】対応困難	5
【D】事実関係の照会、見解を問うもの等	20

第16回 政策評価に関する有識者会議 医療・衛生WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等価値所	意見等内容	WG開催後の対応状況		令和7年3月時点での検討状況	
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況
I-6-2 適正な移植医療を推進すること								
1	田宮委員	I-6-2	達成目標1	・ 臓器移植が前年度以上になったということは好ましいが、やはりニーズに対応できていないという絶対的なものがあるため、やはり、この辺は目標値自身ももう少し見直ししていく必要があるのではなか。	対応	臓器移植推進に関する施策の最終目標が臓器移植の実施であるため、「臓器移植の実施件数」を指標として設定した。ニーズに対応するためにも当該件数の増加に努める。		
2	大西委員	I-6-2	達成目標1	・ 海外での移植のあっせん行為に関して、刑事事件として立件された事案もあったが、そういう違法行為が法律の内容に関する誤解等によって行われないう、臓器移植法の内容に関する周知・理解を図ることが重要。	対応	海外渡航移植や無許可のあっせんについては、令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「行動科学を基盤とした科学的根拠に基づく臓器・組織移植開発モデルの構築に関する研究」(研究代表者: 瓜生原 葉子)の研究班において、渡航移植におけるデメリットを含めた普及啓発動画を制作し、Youtubeにおいて配信している。また、臓器移植法の内容に関する周知は、広報誌やラジオ等を通じて内容の解説等の発信を行っているところ。		
3	印南委員	I-6-2	達成目標1	・ 内閣府の世論調査において、提供してもいいという割合の人は多いのに、臓器提供に係る意思表示をしている方の割合が1割程度にとどまっているのはどうしてか。		内閣府の世論調査によると、「臓器提供に不安感があるから」、「臓器提供に抵抗感があるから」、「自分の意思が決まらなから」後で記入しようと思っていたから」というのが主な理由である。		
4	印南委員	I-6-2	達成目標1	・ 臓器提供してもいいと思っている方が一定の比率でいるのであれば、マイナンバーや運転免許証における意思表示欄について、逆に、原則的に提供OKで、意思決定の自由を保障するために嫌な場合だけチェックするという記載にしてみたいではないか。	今後検討	多機関での連携が必要になってくる。ご指摘も踏まえて検討してまいります。	対応困難	臓器提供に関する有効な意思表示が困難な者も、提供の意思があるという取扱いになっしまったため、提供者の意思の尊重を臓器の移植に関する法律(平成9年法律第百四号)の基本理念として掲げている現状においては、臓器提供の意思表示欄に記入がなければ、臓器提供の意思があるものとして取扱う対応は難しい。
5	佐藤委員	I-6-2	達成目標1 測定指標2	・ 臓器移植法改正により、表示カードを持っていない人も、家族の判断で臓器提供ができるようになっており、内閣府のアンケート調査によると、本人の表示カードがなくても、聞かれれば臓器提供してもいいと考える家族の割合が極めて高い。そういう理解がある家族に対して、確実に選択肢を示すことが重要だと考えているため、実際に、選択肢が示されているかどうかを縦になると思う。この指標をこれからの課題として、もう少し手前に分解した指標を示すことについてどのように考えるか。	対応	ご指摘を踏まえて、臓器提供施設において「家族に臓器提供に関する情報提供が実施された」件数を指標に追加した。		
6	井深委員	I-6-2	達成目標1 測定指標2	・ 指標2について、施設数の変動もあって、経年で5年ぐらいの変化を見ると、必ずしも一貫して増加しているわけではないという点が見受けられる。例えば、希望者に対する実施件数の割合といった数値を目標として定めていくという考え方も、つつあり得るのではないかとと思うが、そういう指標を設定できるかどうか教えていただきたい。	対応	ご指摘のように、脳死下臓器提供が可能な5類型施設の数数は医療機関の統廃合などにより毎年変動がある。厚生労働省では、脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設(拠点施設)が、臓器提供の経験が少ない施設(連携施設)等に対して、平時から臓器提供に関する教育を実施する等の支援を行う臓器提供施設連携体制構築事業を実施しており、当該事業を通して、臓器提供体制の強化を図っているため、医療機関の体制整備状況の指標として当該事業への参加施設数(連携施設数)を指標として設定した。 また、移植希望登録に関して、「医学的緊急度」が高い患者は待期期間が僅かであったとしても、臓器移植が優先して実施されるため、希望者と実施件数の割合は必ずしも移植の需要を反映する項目にはならないと考えている。このたび、移植実施件数を指標として設定したところであり、当該件数が増えいくよう努めてまいります。		
7	田宮委員	I-6-2	達成目標1 測定指標3	・ 研修のコンテンツも見直ししていくとともに、経験値が蓄積できて、質の良いコーディネーターができるような方策も検討していただきたい。	今後検討	ご指摘を踏まえて、確実に臓器提供に関する意思をくみ取れるコーディネーターが育成されるように、研修内容の見直しを含めた方策を今後検討してまいります。	対応	眼球を除く臓器において唯一の臓器あっせん機関であるJOTが、全国の臓器提供事例の対応を行ってきたが、臓器提供事例の増加に伴いJOTに業務負担が集中し、複数事例対応のため、JOT等のコーディネーターが家族の意向や臓器提供者となり得る患者の急変に対応できなかった事例が厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、指摘された。このような状況を踏まえて、これまでJOTが担ってきた臓器提供者となり得る患者の家族への説明や、患者の家族が臓器提供に同意した場合の同意書の取得等のドナー関連業務を実施する法人を各地域に設置し、より迅速かつ効率的なコーディネーションが実施できるような体制を構築していくこととする。また、今後は、臓器提供に関して説明する業務等を院内ドナーコーディネーターへ委嘱することで、JOTの業務分限を図る施策に取り組み予定である。加えて、学会、JOT及びドナー関連業務を実施する法人が連携し、ドナー関連業務を行う院内ドナーコーディネーター等の育成や教育を実施していく予定であり、具体的施策については、臓器移植委員会において今後議論を行ういつ、検討を行っていく予定である。
8	大西委員	I-6-2	達成目標1 参考指標4	・ マイナンバーカードや運転免許証への記入者数に関する実態調査はしていないのか。		内閣府の世論調査で実施しており、直近では令和3年度に実施した。次回の世論調査は令和7年度に実施する予定。		
9	大西委員	I-6-2	達成目標1 参考指標4	・ 運転免許センターでの免許更新時の免許証への臓器提供に関する意思の記入の案内について、各都道府県の免許センターでも、実施有無にはばつきがあるようなデータも見聞している。国民生活上、各種、目に触れることの多いチャンネルで、もっと記入に向けた国民のインセンティブの向上の機会を図ることは、臓器提供に関する意思表示者数の増加に向けた大取組と考えらると思うので、今後、何らかの数値の指標の設定も含めて検討してほしい。	今後検討	運転免許センターによって広報している所と、していない所があると承知しており、どれぐらいの運転免許センターで、動画を流しているかというところを調査した。昨年、警察とも連携し、そのような普及啓発の御協力をお願いしたところである。今後、運転免許センターやマイナンバーカード交付時の普及啓発等も含め、ご指摘の数値設定について検討してまいります。	対応	令和7年度の事前分析表において、各自治体における運転免許証やマイナンバーカード交付時にお配りしているリーフレットの発注数など、普及啓発の実施状況が検証できるような数値の設定を予定している。また、令和6年度においても、各都道府県に対して運転免許センターでの動画放映の状況を調査しており、昨年度実績から一定の向上が見られる。
10	田宮委員	I-6-2	全体	・ 人生会議(ACP)を厚労省も推進しているが、人生がそうなる場合の医療の選択の中に臓器移植も選択肢としてはあるというように、ACPの普及と連動したら効果的ではないかと思うがどう考えているか。		ご指摘のように、臓器提供は人生の最終段階の選択肢の1つとして位置付けられており、ACPに付随することでの臓器提供の普及啓発に期待できるものと考えている。特に、若い世代への普及啓発ということでは、臓器提供と臓器移植、また、人生会議(ACP)など、それぞれ文部科学省において集約して、それぞれコンテンツを作っているため、実際の教育現場で、それを活用していただくことを期待している。		

I-7-3 医薬品の適正使用を推進すること								
11	井深委員	I-7-3	達成目標1	・ 測定指標1(地域連携薬局の数)は、目標値を十二分に達成し、その他の指標についても良い判定が得られているところであり、今後、かかりつけ薬局が目指している具体的な在り方に限って、目標を設定することを、次の段階の測定指標として考え得るのではないかと、例えば、かかりつけ薬局における薬物治療の一元的・継続的な管理による重要な役割・機能の1つは重複投薬の減少と考えるが、かかりつけ薬局が推進されたことによって重複投薬が減少したのかということと測定指標として加えるという方向性も、その一例として考えられるのではないかと。	今後検討	かかりつけ薬剤師の推進により、重複投薬の削減に一定の効果があるものと考えているが、電子処方箋の導入による重複投薬アラートの効果で、そもそも重複投薬となる処方箋が削減されるのが考えられるなど、外的要因による効果との切り分けが難しく、これにより、かかりつけ薬剤師の推進を評価することは困難であると考えている。御指摘を踏まえ、引き続き適切な目標設定について検討を進めていきたい。	今後検討	地域連携薬局の地域における役割について見直しを検討しているところであり、当該議論の結果を踏まえ必要な対応を検討していくこととしている。御指摘を踏まえ、引き続き適切な目標設定について検討を進めてまいりたい。
12	佐藤委員	I-7-3	達成目標2	・ 医療機関・薬局への導入をはたさける上で患者の声は重要と思うが、患者側へのメリット等の周知はどのように進めているか。	対応	患者への周知として、まずは電子処方箋を知っていただき、利用につなげることが必要である。以下の取組みを実施したところであるが、ご意見を踏まえ、令和6年度事前分析表においては、「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄に患者側へのメリットの周知広報を明記する。 a. 令和6年2-3月にTVアニメ「薬屋のひとりごと」とタイアップした普及啓発ポスターの作成及び当該ポスターの保険医療機関・薬局における掲示 b. 令和6年5月に電子処方箋についてYahoo!へのバナー広告、新聞突き出し広告の実施 c. 令和6年6月には全国健康保険協会の事業主の方に電子処方箋のリーフレットを送付し、従業員の方へ周知依頼 d. 令和6年7月に電子処方箋の各都道府県別の導入率を比較できる「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」をデジタル庁と共同で作成し公表 e. dと同時に、お住まいの地域のごで電子処方箋を導入しているか、どの医療機関で電子処方箋を発行しているのか分かるよう、地図の上に電子処方箋を導入している医療機関や薬局をプロットしたマップを公開		
13	佐藤委員	I-7-3	達成目標2	・ 政策評価においては、目安として、「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」等の小さい指標も重要と考えるため、検討いただきたい。	今後検討	医療機関・薬局における電子処方箋導入状況を踏まえ検討してまいりたい。	今後検討	「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」は、測定指標であったオンライン確認システムを導入した医療機関・薬局における電子処方箋システムの運用開始施設の割合を、推移をグラフ化し、都道府県別にも割合を示したものである。 これまで、令和7年3月末までにオンライン資格確認等システムを導入した概ね全ての医療機関・薬局で電子処方箋を導入することを目標として取組を進めてきたが、仮に足下のペースを維持した場合、令和7年3月末で薬局では約8割の導入が見込まれるものの、医療機関は約1割に留める見込みである。そのため、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を整えつつ、引き続き、医療機関への導入に取り組み、その取組を踏まえ、電子処方箋の新たな目標について、令和7年夏を目処に見直しを行うこととしている。当該見直しを踏まえ、ダッシュボードを活用した測定指標を設定するかに関しては今後検討してまいりたい。
14	井深委員	I-7-3	達成目標2	・ 電子処方箋システムが普及していくことにより、デジタルデータに基づく様々な評価が可能になると考えるが、今後、中期的な話として、政策評価の中にもデジタル化をいかにした測定指標を設定していくような方向性も考えられるのではないかと。	今後検討	今後の目標設定に際して検討してまいりたい。	今後検討	令和7年夏を目処に予定している電子処方箋の目標の見直しを踏まえ、デジタル化をいかにした測定指標としてどのような指標を設定することが望ましいのか、中長期的に検討してまいりたい。
15	田宮委員	I-7-3	達成目標2	・ 電子処方箋に対応した医療機関・薬局を増やすというは目標として大事であるが、ユーザー側が恩恵を感じられるようにすることも大事であり、導入しても高齢者など紙しか使えないなど、ユーザー目線での使いやすさも取り組まないといけないのではないか。	対応	電子処方箋に対応した医療機関では紙処方箋を利用いただいた場合も処方情報が電子処方箋管理サービスに登録され、その処方情報を利用して他の医療機関・薬局で重複投薬等チェックなどを行っていただくことが可能であり、医療安全に活用いただけることであるが、いただいたご意見を踏まえ、分かりやすい周知広報に努めるとともに、令和6年度事前分析表において、「達成目標の設定理由」欄に追記する。		
I-12-1 平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること								
16	田宮委員	I-12-1	達成目標1 測定指標1	・ 国の統計調査のデータやレセプト等のデータを活用して、健康危機の兆候を速やかに把握できるようにシステム整備を進めていただきたい。	今後検討	状況を把握する上で、データを把握することは非常に重要である。一方でどういったデータをどのように活用していくかすぐに結論を出すことは難しいため、今後、どういったデータが何に活用できるか検討していきたい。	今後検討	現在、原因不明な健康危機の兆候を速やかに把握できるよう地方公共団体及び関係部局等からの報告スキームを整備しているところ、国の統計調査のデータやレセプト等についてはデータの数が膨大となり、何を活用できれば効果的に健康危機の兆候を把握できるか等今後の活用については引き続き慎重に検討していく。
17	佐藤委員	I-12-1	達成目標1 測定指標1	・ どこまで公表するかどうか難しいところであるが、ある程度健康危機の端緒となり得る案件について議論していることが国民目線で見えるようにしても良いのではないかと。	対応	健康危機の端緒となり得る案件を健康危機管理調整会議にて扱っているところであるが、主な議題については厚生科学審議会健康危機管理部会にて報告をしているところ。今後も効果的な公表になるよう、引き続き検討をしていきたい。		
18	印南委員	I-12-1	達成目標1 測定指標1	・ 病床のひっ迫等に対しては危機管理体制はどうかというのか、病床がひっ迫した状況の都道府県に対して、病床の融通については都道府県間の協定任せになっているのか。		健康危機管理調整会議については、健康危機の端緒となり得る案件についての情報交換を行うとともに、部局横断的な課題について迅速かつ適切な対応を行うための円滑な調整を行う会議である。 病床の逼迫をはじめ、担当する健康危機管理担当部局が明確な個別の事業の場合においては、当該部局において、適宜、必要な審議会の場を通して対応策の検討を行い、適時適切な対応の決定や必要な見直しを行っているものと承知している。		
19	佐藤委員	I-12-1	達成目標1 測定指標1	・ テーマの数が多いことが目指すべき方向性は疑問。初動対応に対して即応したというような目的に迫った指標にできないか。	今後検討	ご指摘の通り情報共有された事業が多ければいいというものではないことから、何が効果的な指標かについて引き続き検討していきたい。	今後検討	議題数を一時期指標としてあげさせていたが、健康危機事業の発生数については我々がコントロールできるものではなく、この調整会議自体の設立趣旨としても情報共有を定期的にはかかるといふものであり、開催数を指標にあげさせていた。 また、有事の際には臨時の会議を開催し情報共有を行っており、初動対応としても間接的ではあるが即応したといえる指標となっていると考えている。引き続きどういった指標が効果的か検討していきたい。
20	井深委員	I-12-1	達成目標2 測定指標2・3	・ 指標2と3は両方とも研修に関する指標になっているが、延べ人数で指標として計測するだけではなく地域ごとに把握すると、自治体ごとどのようなばらつきがあるか等を把握できるのではないかと。延べ人数による指標は、国全体としては確かに伸びていることが確認できるかもしれないが、自治体ごとのばらつきがあることも踏まえた目標値を検討することも考えられるのではないかと。	今後検討	自治体によって取組にばらつきがあることは承知しているが、災害の発生頻度等や自治体そのものの予算規模、職員数等も大きく異なることから自治体ごとに目標値を設けることは難しいと考えている。より適切な指標としてどのようなものが考えられるのかについては、引き続き検討してまいりたい。	対応	測定指標2・3について、自治体ごとの取組のばらつきを把握するため、都道府県や保健所設置市区ごとの当該研修の受講者数を、来年度の事前分析表では参考として付記することとする。

第16回 政策評価に関する有識者会議 労働WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況		令和7年3月時点での検討状況	
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況
Ⅲ-5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること								
1	村上委員	Ⅲ-5-1	達成目標1 測定指標1	・ 測定指標1については3年連続で目標未達だが、未手続事業対策はどこがやるべきなのかというところがあるかと思っており、委託が適切なのか、それとも以前のよう労働基準監督署で実施するべきなのか、また、その連携等をどのように考えているか。		・ 未手続事業対策においては、全国に散在している未手続事業場を訪問して加入助奨を実施する必要があるが、マニッパワの確保の観点からも、地域の事情に精通する民間団体に委託して実施することが適当な面もあると考えている。 ・ 本業務の実施に当たっては、労働局において、委託先の民間団体との連携の場を設け、随時、情報交換を行っているところである。その中で、民間団体において対応困難な事業場がある場合は、労働局に対応を移管することとしている。		
2	新田委員	Ⅲ-5-1	達成目標1 測定指標1	・ 「未手続事業場名簿の精度向上を図る」とは、具体的にどのようなことを予定しているか。		名簿の精度向上に向け、各リストに掲載された事業場に対し、労働者の有無を確認する事前アンケート調査を実施していくこととしている。さらに、今後は、各リストを適用徴収システム以外の他システムで保有する事業場データと突合できないか等についても検討していくことを予定している。		
3	松浦委員	Ⅲ-5-1	達成目標1 測定指標1	・ 未手続事業名簿の管理・情報の突き合わせは、非常にマンパワーを要する大変な作業と考える。今後、一つの方向性として、例えば、名簿のファイルを図じクラウドに共有し、委託先や自治体等の関係機関のどこか更新すればリアルタイムで更新可能というような取組が実現できれば、更新の反映タイミングは飛躍的に早くなり、かつ、突き合わせの調整コストが激減すると思われる。もちろん、守秘義務の問題や機密性の保持等がネックになると思われるが、可能であれば検討いただきたい。	今後検討	・ 現状、名簿の作成過程において手作業で行っている部分があり、この部分のシステム化を検討している。 ・ 情報のリアルタイムな共有及び更新についても、引き続き取り組んでまいりたい。	今後検討	未手続事業の名簿作成に当たっては、様々な行政機関等からの情報の収集、突合、適用状況の確認、名簿への登録を行う必要があり、その一部を現在手作業で行っている。これらについて、情報の項目や様式の統一による突合作業の効率化、システム化、検索機能の改善等を検討している。 行政機関等からの情報については、定期的な提供を依頼し、可能な限り直近の情報により名簿が作成されるようにしている。 さらに、名簿を活用する委託先との間では最新の情報を共有してもらうこととしており、以上の取組により名簿の精度を高めることとしている。
4	皆川委員	Ⅲ-5-1	達成目標1 測定指標1	・ 未手続事業対策は、事業の開廃の数や新規事業の成立の全般的な傾向にも影響を受けるのではないかと、全般的な事業の開廃の傾向と、測定指標1の実績値との相関関係などについて、何か把握していることがあるか。		全般的な事業の開廃等の傾向と、測定指標1の実績値との相関関係などについては把握困難である。		
5	岩佐委員	Ⅲ-5-1	達成目標1 測定指標1	・ 未手続事業の把握は正確には難しいということは前提にしつつ、実際どの程度未手続の所がありそうで、その中で働き掛けるにしても、「1年ごとにてきては消えているような所」と、「比較的継続しているのに払っていない所」の何か一定のイメージができること、これに基づき一定の戦略をとることができるのではないかと。	今後検討	現状、例えば、労働局と委託先の民間団体との間で、重点的に働きかけを行う業種を選定して取り組む等しているところであり、こうした取り組みを引き続き実施してまいりたい。	今後検討	重点的に働きかけを行う業種選定は非常に有効であることから、全ての労働局で実施されるよう全国会議で指示した。さらに、(未手続の一類型として)労働者に係る監督部門からの事業情報をもとに未手続事業を把握する取組等を実施している。
6	玄田委員	Ⅲ-5-1	達成目標1 測定指標1	・ (指標1の説明の中で、委託した民間団体が事業主に接触し確認したところ、名簿の精度の問題から、実際には労働保険に加入する必要のない事業場が多かったとの説明であったが。)例えば本来ならば雇用契約を結ぶべきところ偽装請負をしているケース等、どんなに働き掛けても継続的に応じないなど、悪質なケースは実際にはどのぐらいあるのか。		民間団体に委託する業務の内容は、未手続事業と考えられる事業主に接触して労働者の有無や労働保険への加入の必要性を確認し、加入の必要性がある場合は加入勧奨を行うことであり、ご質問のようなケースまで把握することはできない。		
7	新田委員	Ⅲ-5-1	達成目標2 測定指標2	・ 全ての適用事業に対してしっかりと労働保険成立手続をとらせて、それに対して適正に徴収するという原則に立って考えると、目標値は、やはり100%で設定すべき。今は目標値が「前年度・前年度以上」だが、前年度の数値が下がれば目標値も下がるのかというのは、そもそも全ての適用事業者に、との原則からすると違和感があるようにも思えない。 目標は達成するのかもしれないが、達成することを1番にそれをするべきではない。やはりここは100%で設定するということをもう一度検討いただきたい。 ・ また、徴収すべきところを対象に率を考えると母数の設定の仕方(例えば母数から年次別や年度をまたぐ場合を除外した率でも出すなど)についても、ぜひ検討いただきたい。	一部今後検討	・ 事業の経営状況や経済状況等から労働保険料の納付ができない場合、納付の猶予等の制度を利用することが可能であり、また、実態として納付契約をした上で長期にわたり分割納付を行うケースも一定数存在する。このような場合、本来納付すべき年度と実際に収納された年度にずれが生じることとなる。 さらに、事業主が行方不明(夜逃げ)となり連絡がつかなくなる場合には最終的に収納自体がまったくできなくなるケースも一定数存在する。 これらを踏まえ、労働保険料収納率を100%とすることは事実上困難と考えられるため、目標値を「前年度・前年度以上」と設定している。	今後検討	徴収決定済額を全て徴収すべきであるところ、この徴収決定済額を分母として、そのうちどれだけ額を現実徴収できたかという指標をもって、収納に係る取組の効果を測ることが適当であると考えている。 ただし、実際の収納率と100%の差については、滞納状態にあるもの、納付の猶予の適用を受けているもの、時効の成立等により収納できないものが含まれており、国民への説明としてこれらの内訳を示すことを検討する。
8	岩佐委員	Ⅲ-5-1	達成目標2 測定指標2	・ 起こしたばかりの事業であれば、とりあえずやってみよう、次は前年度以上、との目標でも良いが、本制度は制度として安定している状態であるため、国民との関係で効率性や公平性等を考慮してこの程度は徴収している。説明がつくというパーセンテージ(絶対数値)があるほうが良い。ある年はそれを上回り、ある年は下回るかもしれないが、「大まかにはこういう基準です」みたいなものが、国民との関係でも説明基準になるのではないかと。	対応困難	・ 現在の指標は、各年度において、労働保険料の収納率向上に向けた諸施策を実施した結果、どのような成果が上がったかを示すものであり、政策の効果や効率性についての国民への説明基準としても妥当なものと考えている。		
Ⅳ-2-1 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること								
9	村上委員	Ⅳ-2-1	達成目標1	・ 本意非正規雇用労働者の割合は、45～54歳の男性も非常に高くなっており、そういった、いわゆる就職氷河期世代に対しても、この正社員転換など安定した雇用に結びつけていくアプローチも、引き続き政策として継続していくことではないかと。		いわゆる就職氷河期世代の方も含め、正社員転換を希望される方に対する支援については、今後も継続して取り組んでまいりたい。		
10	岩佐委員	Ⅳ-2-1	達成目標1	・ 本意とは何か、本当に本意なのか、また、社会構造の中でそんなんだと諦めてしまっているようなところもある。正規化や安定した雇用という形につなげていくという今の取組をぜひ続けていただきたい。		「本意非正規雇用労働者の割合」については、「労働力調査(総務省)」において、非正規雇用を選んだ理由として、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由を選んだ者の割合を用いている。なお、その他の理由で非正規雇用を選んだ者については、「自分の都合のよい時間に働きたいから(34.7%)」「家計の補助・学費等を得たいから(18.3%)」「家事・育児・介護等と両立しやすいから(11.2%)」といった理由の割合が高くなっている(数値はいずれも2023年)。 ご指摘を踏まえ、引き続き希望する非正規雇用労働者の正社員転換を促進してまいりたい。		
11	玄田委員	Ⅳ-2-1	達成目標1	・ 本意とは何か、非自発とは何かということも、ちゃんと政策を議論するときに検討するということも大事だと考える。	対応	「本意非正規雇用労働者の割合」については、「労働力調査(総務省)」において、非正規雇用を選んだ理由として、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由を選んだ者の割合を用いている。また、非正規雇用労働者の正社員転換支援や処遇改善のための施策については、本意非正規雇用労働者とそれ以外の労働者を区分していないところであり、「労働力調査」における本意非正規雇用労働者に該当しない者に対しても、必要な支援に取り組んでまいりたい。その上で、測定指標1(本意非正規雇用労働者の割合)の在り方については、その達成状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりたい。		

12	皆川委員	IV-2-1	達成目標1 測定指標1・2	・ 不本意非正規雇用労働者の割合については、今人手不足と言われているところ、そうした大きな労働市場の状況が影響しているところも大きいと思うが、どのように考えているか。		人手不足の状況において、企業側の人材確保の観点からの非正規雇用労働者の正社員への転換と、労働者の働き方のニーズの多様化を踏まえた勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員といった多様な正社員制度の整備の両方の動きがあり、これらにより、不本意非正規雇用労働者の減少という結果につながっているのではないかと考えている。		
13	松浦委員	IV-2-1	達成目標1 測定指標3	・ 測定指標3の目標未達の理由として、キャリアアップ助成金における要件見直し(正社員化の定義の厳格化)を挙げているが、それだけが理由なのか。若しくは、不本意非正規雇用労働者の減少により、要は正社員化したいという方の分母が減少していることが、正社員化への転換が難しくなっていることに多少影響しているのか。 ・ 必ずしも正社員化を望まない方については、正社員化が唯一の正解ではないため、その点をどう考えて目標設定するか、ということについて今後検討する必要があると考える。	対応	「労働力調査」(総務省)によれば、非正規雇用を選択している理由として、「自分の都合のよい時間に働きたいから」等の理由が増加しており、多様な働き方に関するニーズが増加しているものと見られる。また、JLPTの分析報告(労働政策研究報告書No.230「二極化」)以後の非正規雇用・労働—公的統計等の公表データ集計・指標データ分析より—JP127(128)によると、正社員への就職・転職の可能性の高い方の転換が進む一方で、正社員として就職・転職する上で何らかの困難を抱えている方が不本意非正規雇用労働者に多く含まれるようになっている可能性がある。との指摘がなされていると承知している。 このため、時間的制約により正社員として働くことが難しい方が短時間正社員という選択肢を選ぶようになるなど、多様な正社員制度の普及に取り組んでいくことにより、今後も正社員への転換を推進してまいりたい。あわせて、引き続き非正規雇用労働者として働くことを希望している方については、達成目標2として掲げている「非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保」に向けて取り組んでまいりたい。		
14	新田委員	IV-2-1	達成目標1 測定指標3	・ 測定指標3の目標未達の理由として、キャリアアップ助成金の正社員化コースの要件見直しを挙げているが、事実としてはそうだと思いが、ただ、本見直しは必要性があつて行ったものであるため、この理由を目標未達の理由として強調することにはやや違和感がある。 また、本要件は変わらないため、来年度においても同様の達成状況となる懸念があるが、その場合、令和5年度の目標値に対し達成率が非常に低い状況が続く可能性があることについて、要件が変わらない中でどのように取り組んでいくのか。引き続きしっかり検証し、目標設定も含めて検討いただきたい。	対応	測定指標3の目標未達の理由としては、令和5年度の目標設定において、過去3年分の実績を踏まえて算出したという経緯があり、結果としては当初の想定よりも大きく下回ってしまったもの。 キャリアアップ助成金(正社員化コース)については、令和5年度補正予算において、正社員転換を更に推し進める観点で支給額の増額を行っており、更に積極的な活用を促進することにより、今年度の目標を達成できるように取り組んでまいりたい。		
15	玄田委員	IV-2-1	達成目標1 測定指標3・4	・ キャリアアップ助成金の年齢別の実績を出し始めたのは水河期対策からだったが、中高年期でもちゃんと正社員化可能だということを示した1つエビデンスであるが、是非引き続き、今の正社員をどう設定するかも併せて、こういった細かい様々な状況をデータとして整備して、公開していくということが一義的に大事だと考える。		キャリアアップ助成金(正社員化コース)については、以前のWGでのご指摘も踏まえて年齢別の実績の把握についても行ったうえで、就職水河期世代の労働者の転換実績については測定指標4として示しているところ。制度の効果の検証などを行うことができるよう、今後もデータの把握・整備に努めてまいりたい。		
16	皆川委員	IV-2-1	達成目標1 測定指標3・4	・ キャリアアップ助成金において正社員要件を比較的高いところに置いた見直しは妥当な方向と考えるが、この正社員要件が見直された現在のキャリアアップ助成金の制度の中で、これまでよりハードルの上がった正社員への転換促進に向け、どんなことができるか、ポイントはどうなようなところにあると考えているか。		キャリアアップ助成金(正社員化コース)は、勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員といった多様な正社員への転換を対象に含めているほか、多様な正社員制度を就業規則等に新たに規定した上で転換した場合には支給額の加算も実施しており、多様な正社員も含む正社員への転換を更に推進してまいりたい。		
17	村上委員	IV-2-1	達成目標1 測定指標5	・ 測定指標5は電子申請によって経年比較が困難となったため廃止とのことだが、他方で、測定指標5は、キャリアアップに向けたその取組の基盤となるようなところはどうかという観点から、事業計画ができてきているのということを把握するために設定されたという趣旨を踏まえると、単純に廃止するということが良いのか。代替となる指標や、何らか確認する手法が必要なのではないか。	今後検討	キャリアアップ計画の件数については、従前の紙申請と電子申請では、件数の数え方が異なるため、経年比較が困難であり、指標としては廃止したもの。今後、雇用関係助成金のDX化の中で、計画書の提出や申請回数などを含む制度プロセスについて検討していくこととしており、検討結果を踏まえて適切な指標が設定できないか、更に検討してまいりたい。	今後検討	キャリアアップ計画については、申請手続の負担軽減及び審査の効率化を図るため、令和7年度から、都道府県労働局長による認定を不要とし、事前届出制とする見直しを行うこととしている。これに伴い、現在、紙申請の件数と電子申請の件数を合算できるようにすることや、新規の計画届と計画の変更届を区分して集計することなど、集計方法の見直しをシステム改修の要件を含め検討中であり、その結果を踏まえて、適切な指標設定ができないか引き続き検討してまいりたい。
18	皆川委員	IV-2-1	達成目標2 測定指標6	・ 都道府県労働局が実施した助言・指導の内容と、その結果は正された内容というのは、具体的にどのようなものが多いか。通勤手当や雇用形態など判例で不合理扱いのところと比較的クリアに判断基準が明示されたものと異なり、賞与や基本給などは、指導して是正という結果を得るのが難しい面があるのではと考えるが、この辺り、どういったところで是正されたというところの評価とされているか。		待遇ごとの正件数を統計的に把握しているものではないが、通勤手当、慶弔休暇等の支給・付与の趣旨が明確な待遇に関しては是正に至る件数が多い。一方で、賞与・基本給などの正件数は取られているところであるが、法違反企業に対する助言・指導のほか、法違反に当たらないものの、改善に向けた取組が望まれる企業に対しては、望ましい雇用管理に向けた助言や、働き方改革推進支援センターにおける相談支援やコンサルティング等を行い、企業の労働管理を見直しいただくきっかけとする取組も実施している。		
19	岩佐委員	IV-2-1	達成目標2 測定指標6	・ 測定指標6に関しては、厚生労働省としてこういう方向性で物事を進めているとか、指導までは至らなくても助言がずっと積み重なっていつか、そういう社会的事実が重なると、裁判所のほうもまた止めがかわってくると思うので、やはり方向性を何か見定め取り組み続けていただきたい。		引き続き、パートタイム・有期雇用労働法に基づき、法違反企業に対する労働局による助言・指導のほか、法違反に当たらないものの、改善に向けた取組が望まれる企業に対しては、望ましい雇用管理に向けた助言を積み重ねていくことにより、賞与・基本給を含めて、非正規雇用労働者と正社員との間に不合理な待遇差がないか見直すことを企業に対して促してまいりたい。		

V-4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

20	新田委員	V-4-1	達成目標2	・ 不正受給の件数についても、失業等給付に係る件数(測定指標2)と異なり、残念ながら雇調金は特例措置のところで非常に増加している実態にあるため、「不正受給はほとんど無くなっている」というトーンではなく、雇調金に係る不正受給の実態や懸念について、しっかりとどこかに記述するべきではないか。	対応	ご指摘を踏まえ、雇調金に係る不正受給については、「施策を取り巻く現状」欄にその実態について記載した。		
21	岩佐委員	V-4-1	達成目標2 測定指標2	・ 測定指標2(不正受給件数)は摘発件数だと思うが、そもそも摘発件数は、件数が減少した方が良いのか増加した方が良いのかという目標がある程度踏数など一定数の把握をしている中で摘発している場合は当然減少した方が良いが、他方で、多くの不正があり、その一部しか拾えていないという場合は、逆に件数は多い方が成果が上がっているとの議論もあり得る。この点、測定指標2についてのどのように認識しているか。コロナの関係で不正受給が増加していて、かつ今も精力的に調査中であれば、それはしっかり調査し、また、事後チェックであるため、むしろ件数が上がった方が良いという側面もあるのではないかと。 把握や調査は難しい部分もあると思うが、厚生労働省としては、今のところ、大元の踏数がどれくらいありそうと推測し、どういった戦略をもって施策のポイントを決めて実施していくと考えている、といったところのお話も頂けると有り難い。	対応困難	不正受給件数について全数を把握することは難しく、潜在不正受給件数については、計量的に分析することは困難と考えているが、システム上のチェックや取締強化を進めているなかで、摘発件数の減少は、全数の減少を示唆しているものと考えている。	対応困難	不正受給件数について全数を把握することは難しく、潜在不正受給件数については、計量的に分析することは困難と考えているが、システム上のチェックや取締強化を進めているなかで、摘発件数の減少は、全数の減少を示唆しているものと考えている。
22	玄田委員	V-4-1	達成目標2 測定指標2	・ 実数を把握することは難しいと思われるため、潜在不正可能性件数みたいなものを、計量的にどこかで分析できれば良い。背景にあるものが一体どれくらいありそうか、様々な計量分析の手法も開発されているため、是非そういった分析を行ったらどうか。				

23	松浦委員	V-4-1	達成目標3	・ 今般の法改正による雇用保険の適用拡大が、雇用保険の財源に与える影響について、所管課としてどのように捉えているか。		令和4年度における支給実績を参考に、一定の前提の下で行った積算では、全体として、収入が支出を上回ると見込んでいる。		
24	新田委員	V-4-1	達成目標3 測定指標6	・ 雇用保険財政の状況は、育児休業の所は別にしても、失業等給付の積立金と二事業の雇用安定資金の2つは不可分のものと考え、実績評価書では、全体的に雇用保険の失業等給付だけに限った記述と分析評価にとどまっている。また、雇用安定資金はコロナ禍での大幅活用により相当程度失業が抑制された結果、4か年度連続で残高ゼロかつ借金を背負っている中で、失業等給付に限るとこのように記述になるのだろうかという点については、全体的に少し前向き過ぎるのではないか。雇用保険全体の話というより一部に限られていると感じるため、記述等や、二事業の運営に関する指標について、検討をお願いしたい。	対応	失業等給付に係る積立金残高を代表指標として選択しているところではあるが、ご指摘を踏まえ、実績評価書においては、雇用安定資金残高が0であること等雇用保険二事業の厳しい財政状況について記載する。		

VI-1-2 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること

25	松浦委員 玄田委員	VI-1-2	達成目標1 測定指標1	・ ファイナンシャル・プランニング職種の団体申請が減少した理由は、大手企業が受検手数料の補助を縮小する傾向にあるためとのことだが、日本の人材育成自体がいろいろ課題を抱えている中で、なぜ自己啓発補助が縮小しているのか疑問に感じる。 また、広報戦略の上でも、大手企業というのは大口顧客になるという、ある意味重要なファクターになるため、その点についても引き続き検討いただきたい。 ・ 大手企業がどういった意図で受検支援を縮小したのか(ファイナンシャル・プランニングの技能検定が余り大手企業にとって魅力的でなくなったため、もう支援する必要がないのか、等)、そこが分かる今後の施策にもいかせるのではないかと。ヒアリング等をしていただろうか。	対応	令和5年度のFP職種の減少した受検者約6万人のうち、約8割は個人ではなく事業者が自社の労働者分の申請を行う団体申請によるものであった。主要な金融・保険関係の事業者に対し指定試験機関を通じてヒアリングしたところ、事業者が負担していた受検手数料の負担割合を徐々に縮小していること、受検対策講習受講の支援が困難になった等の影響が確認できた。一方、FP技能士資格の各事業場における人事制度上の位置づけは引き続き重要であると認識されていることから、今後も法人申込み数の減少に歯止めをかけるため、法人を対象とした受検動員に動いてまいる。また、指定試験機関において、各社における人材育成について情報収集及び分析に努めさせる。		
26	新田委員	VI-1-2	達成目標1 測定指標1	・ 今、大手企業は、総合的な処遇改善として、人材育成施策をどんどん拡充しようとして取り組んでいる中で、実績評価書案における「大手企業の支援が縮小」との記述が少しそれと合わない。FPなので金融、保険などから一部の特定の業種に限られると思われが、その特定の業種が取った施策だけを取り上げて大手企業全体が縮小しているかのような記述については検討いただきたい。実施団体に再度確認した上で、単にここは、コロナ前の反動で増加した令和4年度の反動により令和5年度は減少したという記述で十分だと考える。あるいは、より詳しくヒアリングし、例えば金融や生命保険等、そこをより詳細に記述しないと、やや記述が事実と乖離している可能性があると考えられるため、検討いただきたい。	対応	ご指摘のとおり金融・保険関係の企業であるため、記載内容を修正する。		
27	村上委員	VI-1-2	達成目標1 測定指標1	・ ファイナンシャル・プランニングは技能検定の受検者数の6割を占め、目標の達成率についても大きな影響を及ぼすため、目標の設定・分析において、職種の詳細化やファイナンシャル・プランニングを別にすることについて検討いただきたい。	対応困難	政策目標は「技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進」であることから、目標の達成度を測定する指標としては職種別や都道府県・指定試験機関などの実施主体別で区分するのではなく、技能検定制度全体で目標を設定することが適当であると考える。このため、現行のとおりとするが、ご指摘を踏まえ、参考として、令和6年度事前分析において、ファイナンシャル・プランニング職種の受検者数と合格者数を付記することとした。また、総合判定についてはFP職種とそれ以外についてを記載し実態把握に努めているところであり、今後もこうした取り組みを進めてまいる。		
28	村上委員	VI-1-2	達成目標1 測定指標3	・ 「ポータルスキル見える化ツール」PV数は高い達成率だが、Webサイトを訪れてもらうことも大事だが、実際に診断するところまで至ってもらうことも大事であるため、診断まで至ったところを目標とすることを検討いただきたい。	対応困難	診断結果を得ることのみならず、途中でであっても診断のプロセスを経験してもらうことも含め、診断に関心を持ち、その重要性を認識してもらうことにも意義があると考え「閲覧数」を指標としているところであるため、現行のとおりとするが、ご指摘をふまえ、参考として、実績評価書の(効率性の評価)欄及び令和6年度事前分析表において、診断まで至った数(診断数)を付記することとした。		
29	村上委員 玄田委員	VI-1-2	全体	・ 技能検定に係る2番目に多い課題として「技能検定の試験内容が現場で必要な技能と合っていないが挙げられている。こういった意見が多いと、やはり技能検定を受けると仕方ないと思われるのではないか」といふ意見が、この点に対して、どのような対応をとられるのか。 ・ 4割ぐらいが「合っていない」と回答しているのは、なかなか由々し数字。具体的にどの辺りに不満などそういふ思いがあるのか、是非知りたい。		技能検定の課題については、中央職業能力開発協会(JAVADA)において、毎年課題を見直しの組上りに載せており、その中で技術の進展や実情に応じた見直しを図っていくこととしているところ。当該課題を踏まえ、随時の見直しを図っていくことで進めており、引き続きしっかりと対応してまいる。 職種の実情によって差異があると考えられることから、中央職業能力開発協会(JAVADA)において行われている職種ごとの検討委員会において引き続き対応してまいる。		
30	皆川委員	VI-1-2	職業能力評価基準の活用について	・ 職業能力評価基準を社会的に労使の中でどう活用していくというところが、今後の大きな意味の課題になっていくと思われる。政府もこの間、職務給付推進など労働市場政策を打ち出しているところであり、そういった全体的な傾向と政策の方向性との関連性で、今後の職業能力評価基準の社会的な普及や利用促進について、今回の目標達成を踏まえて、何か検討していることはあるか。	今後検討	現在、厚生労働省のHPにて職業能力評価基準及び活用ツール等を掲載しており、職業能力評価基準の活用方法動画を掲載する等により、事業主や事業主団体の方々へ周知を行っているところ。引き続き普及促進を行うとともに、さらに効果的な周知方法についても検討してまいる。	対応	現場人材のスキルの向上を処遇に結びつけていく環境整備に向けた調査研究の中で、職業能力評価基準のレベルに応じた各種資格制度の優位性等を把握することとしており、当該調査研究の結果を職業能力評価基準の社会的な普及や利用促進につなげてまいる。
31	玄田委員	VI-1-2	職業能力評価基準の活用について	・ job tagもどう活用してもらうかはこれからだが、job tagというツールをうまく活用するためにも、職業能力評価基準の活用にあたっては、一義的にはjob tagとの連携は大きく、方向性として良いと考える。ぜひ検討いただきたい。	対応	job tagには「ポータルスキル見える化ツール」のほか、職業能力評価基準をベースに作られた「ホワイトカラー系職種の職業能力チェック」(※)を掲載しているところであり、引き続き、普及・活用促進を行っていく。 ※ ホワイトカラー系職種の職務について、初級レベルから責任者や高度な専門職として認められるレベルまで、それぞれどのようなことが求められるかまとめている。今自分ができること、これからできるようにしていく必要があることなどが分かる。チェックシートでチェックすることが可能。 (https://shigoto.mhlw.go.jp/User/AbilityCheck)		

(その他)

32	新田委員 玄田委員	全体 (資料5関係)	「対応困難」とした項目への対応について	・ 「対応困難」の数が多く、「対応困難」という中においても、本当に無理というものもあれば、再検討しても良いと思われるものもある。有識者委員の意見をできるだけ有益にしたいためにも、本当に対応困難かどうか、何かしら意見の対応状況についてもう一段階あっても良いのではないかと。	対応	有識者委員よりいただいたご意見等に対し、各担当部署にて検討のうえ「対応困難」としたものについては、対応状況一覧表等にて委員にご報告し、再意見等いただいたものについては、担当部署に再検討を促しているところである。 事務局においては、今後、担当部署より「対応困難」と回答があったものについて、事務局でのとりまとめ段階で当該回答内容をより一層精査し、委員のご意見の趣旨等踏まえ、具体的な対応方針の提案を含め、再検討を促すなど、対応の改善を図っていく。また、一旦「対応困難」としたものについても、困難な理由によっては、その後の状況等の変化により対応可能となるものもあることから、定期的に継続してフォローアップし再検討を促してまいりたい。		
----	--------------	---------------	---------------------	---	----	---	--	--

第16回政策評価に関する有識者会議労働WGにおける「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」における回答への再意見への対応状況

1	村上委員	「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号2【施策目標Ⅲ-3-2】	<p>測定指標1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合は、対象患者の重症度に影響を受けることは理解できる。 ・ その上で、当該指標の実績としては、直近3年度（令和2年度～令和4年度）のみならず、平成27年度～令和元年度（https://www.mhlw.go.jp/content/11801000/00069450.pdf）も含め、長期にわたり大幅に80%を超過して達成している状況にある。現行の80%という水準が「国民の視点から妥当と判断される水準」であると判断した考え方について改めて伺いたい。 ・ また、「中期目標」も含め、この間継続的に80%を大きく超える実績となっていることを踏まえ「国民の視点から妥当と判断される水準」としての数値の妥当性を検証することが必要ではないか。 <p>（参考：「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号2）</p> <p>【ご意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値は80%であるが、実績値はこの間10ポイント以上増えており、もう少し目標値を高く設定することはできないか。 <p>【回答】（対応区分：対応困難）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念がある。中期目標と同率の80%以上としているのは、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移（右肩上がりではないこと）及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値として目標を設定しているためである。 	<p>今後検討</p> <p>「医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合」の目標値の設定については、第一期から昨年度までの20年間において、半分以上の年において80%台という実績となっていることに加え、目標値を高く設定することにより、目標達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねないという懸念ももったことから、これまでの目標値を変更せず80%としていたところである。しかしながら、近年は90%台の実績で推移していることもあり、ご指摘のとおり、目標数値の妥当性について、今後、上記懸念も踏まえつつ検討してまいります。</p>	<p>今後検討</p> <p>「医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合」の目標値の設定について、目標値を高く設定することにより、目標達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねないという懸念があるため、目標数値の妥当性については、今後の実績の推移を踏まえつつ、引き続き慎重に検討してまいります。</p>
2	松浦委員	「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号16・17【施策目標Ⅳ-1-1】	<p>達成目標2に係る測定指標の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休業は、介護と仕事を両立しながら就業していくための準備をするための法定の3か月という位置付けを踏まえ、介護による、想定しない望まぬ離職を防ぐということの指標が必要であり、介護によって離職した人の数というのは、マクロのデータは取れるのではないか。介護休業は育児休業と少し位置付けが異なるため、育児休業と同じ発想で指標を検討するのはではなく、介護休業の位置付けを踏まえて、指標の追加について、中長期的に検討していただきたい。 <p>（参考：「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号16・17）</p> <p>【ご意見等】</p> <p>（整理番号16：新田委員代理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標2には、仕事と育児・介護の両立とあり、介護の問題も含んでいるが、測定指標には介護に関するものが設定されていない。今後、介護の問題も重要になるので、介護に関する測定指標の設定を検討していただきたい。 ・ 介護保険制度や利用方法について労働者の認知・理解が進んでいない、浸透していないという指摘もあるので、例えば、厚生労働省として、介護保険や育児法による両立支援制度の周知に取り組み、その認知度を確認するといったこともあるのではないか。 <p>（整理番号17：岩佐委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護との両立について測定指標が設けられていないので、何らかの指標を設定すべき。 ・ 育児休業とは異なり、そもそも介護休業の取得数が非常に少なく、その中で男性の取得率が女性と比べて少ない状況のため、介護休業の取得数そのものを増やすことを指標とすべき。育児休業と違い、介護休業を取得する者の年齢は40～50代等のため介護休業を取ることがそもそも困難。例えば、管理職のポストが少ない中で人減らしの対象になりやすい年齢、との指摘もあり、育児休業とは違う配慮が必要なのかもしれないが、本来、育児も介護も、家だけが抱えるのではなく、仕事を一定制限し、社会的な資源を利用して対応すべきなので、意識の変革も含め、介護休業を取りやすくする、実数を増やしていくことが必要。 <p>【回答】（対応区分：対応困難）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では、定期的に使用できるデータがないため、指標として盛り込むことは困難である。 	<p>対応</p> <p>ご指摘を踏まえ、「介護・看護のために過去1年間に前職を離職した者の数」（総務省の「就業構造基本調査」）を参考指標とする。測定指標ではなく参考指標とする理由は、当該調査は5年に1回の調査であることから目標値の設定には適当ではなく、参考指標とすることが適当であるためである。</p>	
3	村上委員	「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号29【施策目標Ⅴ-5-1】	<p>達成目標1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場の人間関係や労働条件の問題、家庭の事情等など離職理由は様々であり、一義的には馴染まない（訓練効果とは関連性が低い）旨の回答が示された。 ・ 離職理由が様々あることは理解するが、こうした背景要因を把握・分析する中で、新たな支援策を見出ししていくことが重要ではないか。また、「参考指標」とすることによるような問題があるのか、ご教示いただきたい。 ・ 高齢・障害・求職者支援機構では、すでに職業訓練受講者の一部を対象に定着率を把握していると聞いており、実績の把握そのものは可能なのではないか。 <p>（参考：「第15回政策評価に関する有識者会議労働WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号29）</p> <p>【ご意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者支援訓練を経た就職後の職場定着率を参考指標に設定できないか。 <p>【回答】（対応区分：対応困難）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であることから、その制度目的が達成できているか確認するため、安定した雇用が見込まれる雇用保険適用就職率を測定指標として設定しているところである。また、職業訓練のアウトカム指標等として定着率を設定することは、職場の人間関係や労働条件の問題、家庭の事情等など離職理由は様々であり、一義的には馴染まない（訓練効果とは関連性が低い）ものと考えている。 	<p>今後検討</p> <p>職場への定着支援を行う施策において、職場定着率の背景要因を把握・分析し、当該施策に生かしていくことは重要と考える。今後、訓練後の定着状況を参考指標として記載できるよう検討する。</p>	<p>今後検討</p> <p>求職者支援訓練を経た就職後の職場定着率について、令和7年度分から参考指標として追記することを検討してまいります。</p>

4	村上委員	<p>「第15回政策評価に関する有識者会議労働WG」におけるご意見等への対応状況【整理番号38】 【施策目標VI-2-2】</p>	測定指標1・3	<p>・ 複数の障害のある方がいることや、年齢層やこれまでの離転職歴など障害種別以外にも就職に影響する要素があることから、障害種別の就職率を測定指標とすることは困難との回答が示されたが、「参考指標」とすることは検討できないか。</p> <p>・ 障害者雇用分科会における年度評価においては、参考指標としてハローワークにおける障害の種類別・部位別の新規求職申込件数・就職件数・就職率が示されている。本政策評価において、「参考指標」として設定することは困難ではないのではないか。</p> <p>(参考:「第15回政策評価に関する有識者会議労働WG」におけるご意見等への対応状況」整理番号38)</p> <p>【ご意見等】</p> <p>・ 就職率については、別途、参考指標として障害種別ごとの数値も示し、障害種別・特性に応じた分析や改善につなげていくことも考えられるのではないかと。</p> <p>【回答】(対応区分:対応困難)</p> <p>・ 障害種別に応じた支援策が必要である一方で、訓練受講者の中には複数の障害のある方がいること、また、年齢層やこれまでの離転職歴など障害種別以外にも就職に影響する要素があることから、障害種別の就職率を測定指標とすることは困難である。</p>	対応	<p>ご意見を踏まえ、障害種別毎の就職率を参考情報として、令和6年度事前分析表の測定指標の選定理由欄に追記した。</p>	
---	------	---	---------	---	----	--	--

第16回 政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等値所	意見等内容	WG開催後の対応状況		令和7年3月時点での検討状況	
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況
Ⅶ-1-1 生活保護制度を適正に実施すること								
1	藤森委員	Ⅶ-1-1	達成目標1 測定指標2・3	・ 測定指標2(就労支援事業等の参加者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)はコロナ禍でも数値が上がっているが、測定指標3(「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合))は下がっている理由如何。 また、測定指標3はコロナ前から数値が下がりはじめているように思われるが、何か考えられる要因はあるか。	今後検討	指標3の数値がコロナ禍前から下降傾向にある要因については、「その他世帯」における課題の複雑化・多様化や、地域における求人状況、福祉事務所など支援体制の課題など、様々な要因があるものと考えている。 今後、こうした「要因」を精査するとともに、実態を踏まえた対策や、適切な指標・目標設定を検討してまいりたい。	今後検討	
2	菊池委員	Ⅶ-1-1	達成目標1 測定指標3	・ ただ数値だけを追うのではなく、何が理由で下がっているのか、被保護者の実態の分析が必要。やはり難しい方が増えているように思われるが、その辺りの分析如何。				
3	岩崎委員	Ⅶ-1-1	達成目標1 測定指標1～3	・ 就職したところで終わりではなく、その人たちが生活保護にもう一回戻ってきていないのかどうか、あるいは、非常に長い期間生活保護を受給していた人が、就労支援員の活動によって就労に結びついた等、全体的に数字で出すのは難しいと思われるが、そうした好事例等を紹介していたら、頑張りたいものが目に見えるのではないかと。また、そうした定着率等をデータ化されているか。	今後検討	被保護者就労支援事業(就労支援員の活動等)により就労に結びついた好事例の収集・紹介や、就労後の定着状況に関するデータの把握については、ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。	今後検討	被保護者就労支援事業(就労支援員の活動等)により就労に結びついた好事例の収集・紹介や、就労後の定着状況に関するデータの把握については、令和7年度社会福祉推進事業等を活用して検討してまいりたい。
4	菊池委員	Ⅶ-1-1	達成目標1 測定指標1～3	・ 指標1～3については、令和5年度から令和7年度まで同じ目標値とされているが、達成するためのどういった戦略・プロセスで達成していくかという点を踏まえ、段階的な目標値を設定した方がよいのではないかと。	今後検討	令和6年度の目標値については、既に事業が始まっており、また、令和7年度の目標値については、「新経済・財政再生計画改革工程表」において設定されているため、現段階での目標値の変更は困難である。そのうえで、令和8年度以降の指標および目標値の設定に当たっては、ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。	今後検討	令和6年度の目標値については、既に事業が始まっており、また、令和7年度の目標値については、「新経済・財政再生計画改革工程表」において設定されているため、現段階での目標値の変更は困難である。そのうえで、令和8年度以降の指標および目標値の設定に当たっては、引き続き、ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。
5	平野委員	Ⅶ-1-1	達成目標1	・ 就労支援員は、財政制約の中で増加させる意味でも会計年度任用職員のような扱いの方が多く思われるため、就労支援員の増加については、インプット又はアウトプットのデータとして、今後とも検証の1つとして使っていただきたい。	今後検討	令和5年度における就労支援員の配置状況は、直営81.1%、委託14.1%、直営+委託4.7%となっている。また、配置人数の推移は、R1年度2,050人、R2年度2,067人、R3年度2,083人、R4年度2,075人、R5年度2,094人となっている。 被保護者就労支援事業の体制面の評価・検証に当たり、ご指摘の就労支援員数も含め、どのようなデータを参照することが適当か、検討させていただきます。	今後検討	被保護者就労支援事業の体制面の評価・検証に当たり、ご指摘の就労支援員数も含め、どのようなデータを参照することが適当であるか、令和7年度社会福祉推進事業を活用して検討してまいりたい。
6	岩崎委員	Ⅶ-1-1	達成目標2 測定指標4・5	・ 現場で提供しているサービスの質の評価は非常に難しく、チェックリストや尺度等はあるが、それが振り返りから見て合理性や納得性があるか出し方は難しい。このため、是非、目指していることを分かりやすく可視化・提示いただき、そこに向かっていくということを現場で支援している方々に共通に認識いただくことは非常に重要。	今後検討	政策評価の目標・指標やその設定に係る考え方については、自治体に対し主管課長会議等で周知しているところ。今後、自治体の現場の実態も伺いながら適切な目標・指標の設定に努めるとともに、自治体に対し、目標・指標やその設定に係る考え方についてしっかりと周知してまいりたい。	今後検討	政策評価の目標・指標やその設定に係る考え方については、自治体に対し主管課長会議等で周知しているところ。 令和8年度以降の指標および目標値については、令和7年度社会福祉推進事業を活用し、自治体の現場の実態も伺いながら検討してまいりたい。
7	新保委員	Ⅶ-1-1	達成目標2 測定指標4・5	・ 厚生労働省が生活保護の適正実施に向けた取組を進める上で何を目標・指標として設定しているか、生活保護の実施機関や担当職員においても意識してもらうことが重要である。それぞれの日常生活自立、社会生活自立の変化をどう捉えるのかという手掛かりになる指標を示していただけたらと、こういう評価が進んでいくのではないかと。	今後検討	ご指摘のとおり、目標値を継続して達成している状況にあることから、令和6年4月に成立した改正生活保護法において、都道府県が広域的な観点から被保護者の医療・健康に関するデータ分析や取組目標の設定・評価等を行う仕組みが新たに創設されることを踏まえ、当該仕組みの施行に向けた検討を進めていく中で、これと連動した新たな目標の設定などについて検討してまいりたい。	今後検討	新たな指標や目標値の設定については、改革工程表の見直しにかかる検討状況のほか、都道府県による市町村支援の仕組みが令和7年4月1日から施行されることから、その実施状況も踏まえた上でその在り方について結論を得る必要があると考えている。
8	藤森委員	Ⅶ-1-1	達成目標4 測定指標7・8	・ 指標7は100%の目標で、令和3年度、令和4年度と100%達成できているので、この目標はほぼ解消できていて、次の目標に移る段階ではないかと。指標8についても同様。	今後検討	(都道府県によるデータ分析等による市町村支援において目標を設定する場合は、「都道府県における取組目標の設定率」、「都道府県において設定された目標の達成率」が考えられる。)	今後検討	
9	菊池委員	Ⅶ-1-1	達成目標4 測定指標8	・ 指標8についても80%の目標を達成している中で、この80%の意味は今の時点で何なのか、例えば医療保険と医療扶助とは意味合いが違うため、では100%のほうがいいのかどうかという辺りも踏まえ、では80%の意味とは何かということを含めて考えたいと、引き続き80%を目標とするのか、さらに高い目標を設定するのか、目標は達成されているとして別の指標を立てるのかを検討するべきではないかと。	今後検討		今後検討	
10	岩崎委員	Ⅶ-1-1	全体	・ 今般の法改正は、居住支援や子どもの貧困の問題等、今後に大きく影響する改正であるため、是非、新たな指標として検討していただきたい。	今後検討		今後検討	
11	新保委員	Ⅶ-1-1	全体	・ 令和6年4月の法改正は、生活保護制度を適正に実施するために行われたものであるため、当該法改正の内容を踏まえた目標・指標も検討すべき。 例えば、子どもの貧困に関しては、ケースワーカーが子どものいる世帯の状況を把握できているのかどうか、進捗について早期から子どもが検討できるような関わりができていくかどうか、というような実施率等も指標の1つになると考える。	今後検討	まずは改正法の円滑な施行(令和7年4月1日)に向けて取り組むとともに、令和7年度以降の施行状況等を勘案しながら、法改正の内容(居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等)を踏まえた令和8年度以降の目標・指標の設定について検討してまいりたい。	今後検討	
12	平野委員	Ⅶ-1-1	全体	・ 今般の法改正により、生活困窮者の就労準備支援と制度をうまく利用が可能となるため、これに関する評価指標を、所管課が分かれる中で、どういった形で各事業の推進の中で作っていくかということも、是非検討していただきたい。	今後検討		今後検討	
13	新保委員	Ⅶ-1-1	全体	・ 最新の被保護者調査によると、被保護世帯は、高齢世帯が55.5%、傷病者・障害者世帯が24.9%で、双方を合計すると80.9%。これが現在の生活保護世帯の現状と考えたときに、こうした現状の中で基本目標を達成するために、何をどのように評価するのかということとは、是非検討を続けていただきたい。	今後検討	ご指摘のとおり、政策評価を実施するに当たっては、政策の重点的な施策・取組を明確化するとともに、当該施策・取組の実施状況を把握するための指標や適切な目標値を設定することが重要と考えており、令和8年度以降の目標・指標の設定に当たっては、こうした基本的な考え方の下、しっかりと検討してまいりたい。	今後検討	政策評価を実施するに当たっては、政策の重点的な施策・取組を明確化するとともに、当該施策・取組の実施状況を把握するための指標や適切な目標値を設定することが重要と考えている。 令和8年度以降の目標・指標の設定に当たっては、こうした基本的な考え方の下、令和7年4月施行の法改正事項の施行状況等を踏まえて、生活保護制度全体として指標の設定に関する考え方を整理の上、しっかりと検討してまいりたい。
14	菊池委員	Ⅶ-1-1	全体	・ 数値の達成成否はもちろん大事だが、政策評価の重要な役割の一つは、所管課が一体何をこの政策で達成しようとしているのか、という方向で何をやらうとしているのかというのを、政策評価の指標や目標を通じて示すということ、それも踏まえて対応をお願いしたい。	今後検討		今後検討	

Ⅶ-3-1 戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

15	新保委員	Ⅶ-3-1	達成目標1 測定指標1	・事務処理期間の目標としている6か月について、短縮することはできないか。また、実績値はかなり高い数値だが、この目標値(89%)をこのまま継続するのか。	対応困難	当該事務処理期間の目標は、申請者からの申請資料提出後、申請者に追加の資料提出を求めたり、専門医に医学的要件の判断を求めたりする場合などにおける申請者・医師の対応に必要な期間も考慮して設定している。現状そうした対応に要している期間を踏まえ、引き続き事務処理期間の目標としては「6か月」を維持することが適当であると考えられるが、いずれにしても、申請者へのより丁寧な案内や一定期間書類提出がない方への連絡などの対応の徹底により、裁定の迅速化に努力をまいりたい。 また、具体的な目標値については、政策評価に関する計画期間第5期当初より各年度について、「当該年度の過去5年間の実績値平均を上回る値」を設定しているものであり、当該年度の直近5年間の実績値によって変動し得る。令和6年度事前分析表においては、この目標値の設定根拠についてより分かりやすく表記することしたい。	対応	御指摘を踏まえて、令和7年度事前分析表より具体的な目標値を「当該年度の過去5年間の実績値のうち一番高い値を上回る値」と設定し、より裁定の迅速化に努力をまいりたい。
16	藤森委員	Ⅶ-3-1	達成目標2	・次世代への継承を目的にしていることを踏まえると、地方に住んでいる若者等向けに来訪者数だけではなくホームページの閲覧数を測定指標に据える方法もあるのではないかと。	対応	ご指摘のとおり、次世代への継承のためには、インターネットの活用等の工夫が重要であるため、昭和館及びしよけい館のホームページ閲覧数を参考指標とすることしたい。		
17	岩崎委員	Ⅶ-3-1	達成目標2	・今の学生は、本当に戦争があったことすら多分余りイメージできないような世代にもなっているため、昭和館等においても、ハンセン病の資料館で実施しているようなオンライン見学の見学の取組もぜひ検討いただきたい。	今後検討	昭和館については、すでにご示唆の取組として、常設展示室の紹介動画の公開等を進めているところである(https://www.youtube.com/watch?v=Pln5bhu1j9EXY&list=PLn5bhu1j9EXY&index=2&list=PLn5bhu1j9EXY&list=PLn5bhu1j9EXY)。他方、しよけい館については、戦傷病者個人に関する展示が多く、個人情報保護の使用許可を取った開館時と現在では、インターネット環境が大きく異なることも踏まえ、個人情報への配慮の観点からご指摘の取組については慎重な検討が必要であると考えている。他方、ご示唆の内容は大変重要と考えているので、学校等における平和学習授業等などに利用できるオンライン学習用コンテンツの整備を行うといった、可能な範囲でのオンライン化に取り組んでまいりたい。	今後検討	しよけい館において、学校等における平和学習授業などに利用できるオンライン学習用のコンテンツの整備等を行うべく調整中。
18	岩崎委員	Ⅶ-3-1	達成目標4	・中国残留邦人等の問題について、若い世代の人たちは現実感を持っていないと思われるが、色々な形で色々なデータもWeb上で見られるようになってきているのか。なっているとしたら、積極的に紹介してもらいたい。	対応	厚生労働省ホームページにおいて、中国残留邦人等のデータを公開しているところであり、引き続き、当該ホームページについては周知を行ってまいりたい。また、中国帰国者支援・交流センターで実施するシンポジウムや語り部事業等を通じて中国残留邦人等の問題について一層の理解促進に努めてまいりたい。 厚生労働省ホームページ(中国残留邦人等への援護) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido02/index.html		

X-1-2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること

19	藤森委員	X-1-2	達成目標1 測定指標1	・これから身寄りのない高齢者が増えていく中、「見守り」が重要になってくると考えるが、目標設定の仕方を事業所数ではなく、自治体の中での程度実施しているかという頻度の面で指標に追加することは出来ないか。	今後検討	ご指摘のとおり、見守りの重要性は厚生労働省としても認識しており、それぞれの自治体での取組も進んできていると承知している。他方で、見守りは、個別のご家庭に訪問して安否確認を行うようなものや、様々な関係者のゆるやかなつながりの中で気づくようなものなど、その目的、方法、実施主体などが多岐に渡り、地域の実情に応じて体制を整備していくことが重要であると考え。 加えて、身寄りのない高齢者等への支援や支え合いに資する取組としては、ご指摘の見守り体制の整備に加え、個別相談対応や、各種制度の関係機関・関係者が連携した支援など、様々な方法が考えられ、それらを総合した取組として、達成目標2「生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進」を設定し、「生活支援コーディネーターや協議体等とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数」という指標(指標8)を定めている。 今後、老人保健健康増進等事業等を活用し介護予防・日常生活支援総合事業の評価のあり方を検討することとしており、当該事業での意見や見守り体制の整備の観点も踏まえ、第10期介護保険事業計画期間に向け、適切な指標等の設定について検討してまいりたい。	今後検討	老人保健健康増進等事業を活用し介護予防・日常生活支援総合事業の評価のあり方等について検討しているところであり、引き続き、第10期介護保険事業計画期間に向け、適切な指標等の設定について検討してまいりたい。
20	菊池委員	X-1-2	達成目標1 測定指標1 達成目標2 測定指標3~8	・目標値を「前年度以上」と設定しているものが極めて多いが、これは政策目標と言えるのか。目標値の立て方は、なぜその目標なのか、いつまでどこまで達成するか、それは可能なのか、など、政策を考えていくに当たっての大事なツールであるにもかかわらず、「前年度以上」としてしまふと、それをみすみす逃していることになり、政策評価の意義が減殺されてしまうため、今後に向けて基本的に検討いただきたい。	今後検討	目標値を「前年度以上」と設定しているものについては、各自治体等が地域の実情に応じた必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標の設定が困難であると考えているが、今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制づくりが必要となってくることから、着実に「上」を押し上げることに努めたいと考える。目標値を「前年度以上」と設定している。 一方、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第10期介護保険事業計画期間に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討することとしているところ。これらを踏まえ、第10期介護保険事業計画期間に向け、適切な指標等の設定について検討してまいりたい。	今後検討	老人保健健康増進等事業を活用し介護予防・日常生活支援総合事業の評価のあり方等について検討しているところであり、引き続き、第10期介護保険事業計画期間に向け、適切な指標等の設定について検討してまいりたい。
21	平野委員	X-1-2	達成目標2	・地域ケア会議の開催数や生活支援コーディネーターの配置人数等の指標はいずれも高い達成状況となっており、これらに代わり、生活支援コーディネーターの定着等に資するような指標など、新しい指標化に向けて展開を図る必要があると考えるが、何か新しい指標化に向けた議論や展望はあるか。	今後検討	自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度を実施する事業分かつ、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。本調査の結果を踏まえた上で、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、指標の再検討を進めてまいりたい。	今後検討	引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、指標の再検討を進めてまいりたい。
22	岩崎委員	X-1-2	達成目標3 測定指標12	・フレイルは単に栄養の問題か。生活保護基準を下回る状況で生活している高齢者も多く、フレイルの背景に貧困の問題があると思うがいかがか。また、高齢者のピアサポート活動などへの参加も促すと良いと考える。		ご意見のとおり、フレイル予防については栄養のみならず、運動、社会参加が重要であると認識している。また、栄養に関しては、平成30年国民健康・栄養調査において、所得が低い層では「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の頻度が週5日以下と回答した者」の割合が低いとの結果が出ている。 普及啓発ツールについては、自治体において社会福祉協議会等の関係機関などで活用いただいている事例があること承知しており、引き続き、本ツールが広く使われるよう取り組んでまいりたい。		

(その他)

23	菊池委員	全体	-	・施策目標X-1-2のほかにも、指標の目標値を「前年度以上」と設定している施策目標が少なからずあるが、こうしたものについて、事務局としてどう考えるか、方針を検討いただきたい。	対応	ご指摘のとおり、指標の目標値を「前年度以上」と設定している施策目標は他にもあり、「前年度」の取組を後退させないという趣旨で設定しているものと認識しているところだが、当該設定が本当に適切かどうか、まずは、令和6年度事前分析表の作成に際し、事務局として、全体的に、同様の設定をしている各施策目標について改めて確認のうえ、目標値の再検討や修正等の必要な対応を所管部局に求めることとしている。また、今後も、毎年度の評価書や事前分析表の作成作業において、政策評価の意義とともに、目標値の立て方について周知徹底を図る。		
----	------	----	---	---	----	---	--	--